

困ったなあ

に答えます！

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
弁護士
帝京大学法学部教授

嫁と離婚したい息子。
合意してもらえず、困っています。

恥ずかしい話なのですが、30歳の息子のご相談です。会社員として、普通に働いてはいるのですが…。結婚したのは1年前です。経緯はよく分からぬのですが、本人は燃え上りがっていました。ところがすぐに、金遣いが荒い、専業主婦なのに料理をしない、掃除も嫌いでゴミ屋敷状態…等等。親を押し切った手前、愚痴を言えなかつたようですが、そんなどころにもつて、学生時代に何年か付き合っていた彼女と再会し、きちんとした彼女と結婚すべきだったというようなことになつたららしいのです。

そこまで聞いて私もあきれた

息子としては、現実問題としてそれ以上の金額は出せないし、結婚期間も短いし、幸い子供もないのだから、別れてください。毎月10万円ほど妻宛てに振り込んでいますが、住居費にも足りないからもつと出せと言られています。

それでもいいのではないかと言うのですが、そうやつて頑張られたら、離婚はできないのでしょうか。そうすると、前の彼女もいつまでも待つてくれないだろうし、一体どうしたものかと。息子は家を出て私方に住んでいます。毎月10万円ほど妻宛てに振り込んでいますが、住居費にも足りないからもつと出せと言われています。

相手の合意が得られなければ、すぐの離婚は難しいでしょう。

それは困りましたね。

本を正せば、よく付き合いもせず生活実態も分からぬまま、燃え上りがって、安易に結婚したのがいけなかつたのですよね。近頃あまり聞かなくなりました。互いに冷めたのならば、協議離婚の届出書にサインすればよいだけ。財産分与も親権者・養育費もなく、慰謝料も発生せず、とても簡単です。もちろん、盛大な結婚式などやつていれば、大変恥ずかしいことです。日本でも離婚は年々増えて、今や3組に1組を超ました。うち9割は協議離婚で済み、残り1割が離婚調停を起こします。うち9割はそこで合意に達し、残り1割（つまり全体の1パーセント）が裁判を起こして争うになります。

かつてのような見合い結婚はほんくなり、夫婦がうまくいかなくなつた場合、間に立つてくれる人もいないのが普通に

なりました。ご相談のケースも、婚姻費用分担額も含めて調停を起こさざるを得ないのでしょう。そこで相手が、絶対に離婚には応じないと言い張れば、裁判を起こさざるを得ないです。勝てるかといえば…正直難しい。つまり、民法770条に定める、例えば相手の不貞行為、暴力、悪意の遺棄…などの要件が必要で、それを言うならば、息子さんがの方が、経緯・理由はどうあれ、浮気をしたわけなので、「有責配偶者」です。有責配偶者からの離婚請求はなかなか認められないのが現実です。

いし、互いに若いので、裁判官も和解離婚を相手に勧めてくれるとは思いますが、それでも嫌だと粘られれば、残念ですが認められないでしょうね。ただ今は「破綻主義」が採られてるので、この後別居期間が長くなれば、子供もないことだし、婚姻は破綻しているとして、認めてくれると思います。

離婚があまりに多いので、普通にできそうに思いがちですが、相手がうんと言わない時は、そう簡単にはいかないことを、若い人も親御さんも知つておかれた方がよいですね。